

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「出席した日一日につき」を削る。

第四条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

招集に応じて旅行する場合における費用弁償額

鉄道	賃船	賃車	賃	宿泊料 (一夜につき)	公務諸費 (出席した日一日につき)
議会の議員があらかじめ議会の議長に届け出た経路及び方法で議会の議長が合理的と認めるものにより算出した額。ただし、自家用車により旅行した場合の車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。				実費額。ただし、一三、三〇〇円を超える場合にあつては、一三、三〇〇円とする。	三、〇〇〇円

備考 経路及び方法に係る届出、認定等並びに宿泊料の支給に係る基準等については、議会の議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定及び別表第三の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月以前に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年五月十五日までの間に議会の解散により議会の議員の任期が終了した場合に支給する期末手当の額は、岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）第六条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に百六十七・五分の十を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。

3 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の第四条第二項及び条例第四条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、調整額を減じた額とする。

#### 提案理由

現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を減額する措置を講ずるとともに、県議会議員公舎の廃止に伴い、議員が招集に応じる際に宿泊した場合には、宿泊料を支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。